

地域計画

策定年月日	令和 7 年 3 月 3 1 日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和 1 2 年度
市町村名 (市町村コード)	日光市 (0 9 2 0 6)
地域名 (地域内農業集落名)	豊岡地区 佐下部 栗原 大桑町 川室 大渡 町谷 轟 芹沼 豊田 倉ヶ崎 原宿, 高柴 小百

*「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域及び農林業センサスの農業集落名を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	894.8ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	658.6ha
② 田の面積	790.7ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	104.2ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	26.8ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	144.3ha
（参考）区域内における 7 0 歳以上の農業者の農地面積の合計	427.2ha
うち、後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考） 遊休農地面積10.6ha（うち 1 号遊休農地10.6ha、2 号遊休農地0ha）	

*②及び③には、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載

*④には、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載

(2) 地域農業の現状及び課題

(栗原、原宿、高柴、佐下部、小百)

- ・後継者が少なく、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・集落人口自体が減り、消滅が危惧される自治会もある。
- ・集落営農に取り組むにも、機械使用の棲み分けなどの運営のノウハウが地域農業者に浸透していない。
- ・農地の維持管理を借り手任せにする農地所有者がいる。また、農地の賃貸借料の設定に苦慮する。農地の貸借は、借り手の負担が大きい。
- ・未整備の農地が多く、圃場が小さく不整形である。作業条件が悪いため、農地集積の支障になっている。既存の水路の補修の必要もある。
- ・山間部は、道路が狭く、圃場に高低差があり、草刈りをはじめとした農地の維持管理に労力がかかる。山間部で圃場整備をするには地理的に不利であり、また、地元負担の割合をより引き下げたものにできないと整備の機運も高まらない。
- ・シカやイノシシによる農作物への食害、ヒルの被害が発生している。
- ・農業支援制度は多種多様でわかりづらい。多面的機能支払制度においても地域外の人でも参加できるなど、地域内外の関係者に知られていないことが多い。行政の力を借りつつ、周知に力をいれていく必要がある。

(芹沼、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、大桑町、豊田)

- ・農業者、後継者がいなく、担い手が受ける農地面積が増えている。新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・圃場の管理者が減少している。後継者がいない農業者が水路などの管理をしなくなり、周囲に影響が出ている。
- ・地域での道路、水路などの管理には限界がある。管理ができないことで水路が狭くなっている。
- ・圃場整備が済んだ区域と未済の区域がある。未整備の圃場は、小さく不整形で作業条件が悪いため、農地集積の支障になっている。
- ・畑・ハウスなどの田に戻すのが難しい農地がある。
- ・山のふもとでは、シカ、イノシシによる稲、大豆、牧草などへの食害や土の掘り返し被害が発生している。

(轟、川室、大渡、町谷)

- ・担い手の高齢化が深刻であり、新たな農地の受け手の確保・育成が急務である。
- ・物価は上がっているが、米価は上がらない状況の中、子に後継者になるよう頼むことに抵抗を感じる高齢農業者もいる。
- ・圃場整備事業の実施区域においても、水路の整備が不十分である。
- ・圃場整備事業の未実施区域の農地は、圃場が小さく不整形である。作業条件が悪いため、農地集積の支障になっている。
- ・農地の集積・圃場の拡大化が地域農業にとってプラスに働くことなのかを疑問に感じている農業者もいる。

(3) 地域における農業の将来の在り方

(栗原、原宿、高柴、佐下部、小百)

- ・水稻を主要作物としつつ、ニラなどの高収益作物、フウセントウワタなどの観葉植物の導入とそれに伴う作業人員の確保に取り組み、農業所得の向上を図る。
- ・苗づくりと田植えの工程の省力化や労力ピークの分散が期待できる水稻直播栽培の導入に向け、栽培技術の習得や設備投資の費用などの費用対効果を検証する。
- ・入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することにより地域の農地利用を維持し、また、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。

(芹沼、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、大桑町、豊田)

- ・水稻を主要作物としつつ、高収益作物の導入等、農業所得の向上を図る。
高収益作物の導入に向けては、高額な初期投資を各種支援・補助制度を活用し、後継も視野に入れた継続的な栽培環境づくりを行う。
- ・農商工連携による加工用もち米の生産量拡大・ブランド化に取り組む。もち米専用のカントリーエレベーターの設置も検討していく。
- ・地域の認定農業者が地域の農地利用を担うほか、入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することや、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進めることにより、地域の農地全体における営農継続を図る。

(轟、川室、大渡、町谷)

- ・ 水稻を主要作物としつつ、野菜や果物を生産し、ブランド化していくことにより、農業所得の向上、農業の魅力の発信、農業後継者の増加を図る。
- ・ 地産地消を推進し、日光産の農産物のブランド化をしていく。
- ・ 入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することにより地域の農地利用を維持し、また、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。
- ・ 新規農業者への学費支援、市や農協が出資する株式会社の設立など、地域として農業を継続できる仕組みづくりを検討する。

(地区共通)

- ・ 優良農地の確保を含めた地域の土地利用の在り方を検討し、農村集落の持続や将来にわたる地域の活性化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

(地区共通)

- ・ 農地バンクへの貸付けを進め、担い手や参入企業への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率

41.8%

将来の目標とする集積率

42.5%

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

(地区共通)

- ・ 圃場整備を実施した区域を主として、担い手が利用する農地の団地の数の減少及び団地1つ当たりの面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集約化の取組
(地区共通) ・未整備の圃場が多く、借り手の障害となっているため、基盤整備等の条件整備を行うことにより、担い手を育成し、将来的に農地の集積を図る。 (轟、川室、大渡、町谷) ・圃場整備が済んだ区域については、整備後も農道、水路の整備を必要に応じて継続的に行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
(地区共通) ・地区内の農地所有者は原則として、農地中間管理機構に貸し付けを行うこととし、入り作を希望する農業者や新規就農者、参入を希望する企業を受け入れる。
(3) 基盤整備事業への取組
(地区共通) ・圃場、水路等の整備が済んだ区域の農地については、優良農地として保全を図っていく。 ・基盤整備未済の農地については、集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
(地区共通) ・地域の中小規模の農業者が今後も経営を継続できる環境を整えていく。 ・地域の農業者の経営安定・負担軽減のため、農業機械や施設の導入・更新の際は、共同購入・共同利用を視野に入れ、補助事業を活用する。 (芹沼、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、大桑町、豊田) ・地域に多くの営農組織が設立できるよう、機運を醸成していく。 ・個人農業者が病気等のときに営農継続ができるような助け合いの組織、仕組み

づくりを行う。

- ・小規模農業者が規模拡大するための機械購入の補助、小規模圃場への補助、担い手を増やすための段階的な補助、草刈りなどの農地保全の補助などを行政に求めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

(地区共通)

- ・集落での平時の話し合いや情報交換などにより、農作業の委託の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。

(芹沼、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、大桑町、豊田)

- ・地域の農業生産法人の設立や、市、農協、農協公社による作業受託組織の設立など、地域の農業者が作業を頼みやすい環境づくりを模索し、機運を醸成していく。

任意記載事項（地域の実情に応じた取組）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業
☐	④輸出	☐	⑤果樹等	☐	⑥燃料・資源作物等
☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携
☒	⑩その他				

【選択した上記の取組内容】

①（地区共通）

- ・市鳥獣対策担当課と連携し、侵入防止柵や罠の設置等を行い、被害発生防止、捕獲体制の強化に取り組む。

②（芹沼、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、大桑町、豊田）

- ・堆肥の確保に向け、堆肥を扱う企業の創設を検討する。

(轟、川室、大渡、町谷)

- ・有機農業を促進し、日光産の農産物のイメージアップ、ブランド化を進めていく。

⑦（轟、川室、大渡、町谷）

- ・集落単位での農業機械の購入を進め、農地の保守、管理等の作業でも共同利用を行う。

⑩（栗原、原宿、高柴、佐下部、小百）

- ・農業教育

地域の若者に故郷の土地を守ろうという意識付けを行う。

（芹沼、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、大桑町、豊田）

- ・農業上の利用が行われる区域以外の区域の検討

営農型太陽光発電設備の導入や、再生可能エネルギー設備の設置へシフトする区域なども検討していく。

（轟、川室、大渡、町谷）

- ・小水力発電の導入

整備された水路を活用した小水力発電の導入を検討する。

（地区共通）

- ・優良農地を確保した上で、地域が活性化する土地利用を検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和12年度)				
		経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			別添のとおり			ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	経営体		ha	ha		ha	ha		

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図

(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）の活用

農用地所有者等数（人）	—	うち計画同意者数（人・％）	—
-------------	---	---------------	---

* 農業経営基盤強化促進法第22条の3の規定を活用する場合に記載